(3)アクションの内容

減災目標及び生活支援目標を達成するためには、府が取り組む地震防災に関係する施策を総合的かつ計画的に実施していくことが重要です。以下に、具体的な事業(アクション)を施策ごとにまとめました。各アクションの数値目標や達成年度は、平成 20 年度からの 3 年間の事業費の見込額をもとに算出しています。

施策の柱 1 災害応急体制の強化 ~ 府の体制整備と広域連携の強化~

【施策1】大阪府の防災体制の整備

<アクション>

中枢組織体制の整備(危機管理室)

震度や被害の程度に応じた防災体制として、防災・危機管理指令部や同警戒本部、災害対策本部等を整備するとともに、本庁舎周辺に災害対策要員公舎確保し、迅速な災害応急対応に備える。

防災要員、緊急防災推進員に対する研修・訓練(危機管理室)

災害対策本部等に係る業務にあたる職員(防災要員)や、市町村その他の場所に派遣され災害対応にあたる職員(緊急防災推進員)に対する研修や訓練を行い、災害対応に対する意識や能力の向上を図る。

・研修や訓練を毎年2回以上実施

大阪府庁業務継続計画(BCP; Business Continuity Plan)の策定(危機管理室)

地震災害時においても府が実施すべき業務を継続して実施できるよう、大阪府庁の業務継続計画を策定する(平成 20 年度)。

保健所の機能強化(健康福祉部)

災害発生時における保健所の応急対応をマニュアル化し、毎年改訂を行う。

広域防災拠点の管理・運営(危機管理室・都市整備部)

地震災害時に円滑な応急対策活動が行えるよう、平時から、府内3箇所(北部;吹田市、中部;八尾市、南部;泉南市)に整備している広域防災拠点の適正な管理・運営を行う。

また、堺泉北港において国が整備を進めている基幹的広域防災拠点(高次支援機能)と の連携のあり方を検討する。

原子力防災対策の充実(危機管理室)

国、地元市町と連携して原子力事業所に安全管理の徹底を働きかけるとともに、災害発生時の連絡体制の強化、応急対策拠点(オフサイトセンター)及び原子力防災資機材の充実を図る。

後方支援活動拠点となる府営公園の整備(都市整備部)

自衛隊、警察、消防等の後方支援活動拠点となる府営公園において活動拠点エリアの確保を行い、非常用電源、臨時ヘリポート等を整備する。

【施策2】情報の収集・伝達・発信体制の強化

<アクション>

防災行政無線の充実・強化(危機管理室)

大阪府防災行政無線の充実・強化を図り、府、市町村、防災関係機関相互の迅速・確実な 情報連絡体制を確保する。

・全局(約600局)の再整備

地上無線ネットワークの通信容量の増強、移動無線及び衛星無線システムの通信機能 の強化を図る。

防災情報システムの充実・強化(危機管理室)

防災情報を迅速かつ的確に収集し、初動期における応急対策を適切に行うため、大阪府防 災情報システムの機能の充実を図る。

おおさか防災ネットによる府民等への防災情報の伝達(危機管理室)

インターネットや携帯メールを活用し、避難勧告・指示等の緊急情報をはじめとした防災 情報を府民等に発信することにより、災害に対する意識の高揚を図るとともに、市町村が実 施する避難誘導等が迅速かつ円滑に行えるよう支援する。

高所カメラを利用した情報収集(危機管理室)

発災直後の情報空白期において、府内各地の被害状況を高所カメラにより収集する。

・高所カメラの整備 可動式3台、消防本部7台(平成19年度)

可動式 4 台、固定式 4 台、消防本部 8 台(平成 20 年度)

アクアネット大阪システムの充実・強化(水道部)

水道施設の被害状況を把握し、復旧活動を円滑に行うため、府営水道と市町村水道間の 情報ネットワークシステム(アクアネット大阪)の充実・強化を図る。

地震観測体制の充実・強化(危機管理室)

大阪府震度情報ネットワークシステムの充実・強化を図り、正確かつ詳細な震度情報を迅速に収集・伝達する。

・府内 47 箇所の震度計の機能強化を推進(平成 21 年度まで)

市町村防災行政無線の整備促進(危機管理室)

市町村における住民への迅速・的確な情報伝達体制を確保するため、市町村防災行政無線の整備を促進する。

・防災行政無線の整備 広報用無線 36 市町村、移動無線 41 市町村(平成 19 年度) 両系統とも全 43 市町村で整備(平成 29 年度)

報道機関と協力・連携した広報体制の整備(政策企画部、危機管理室)

府政記者会加盟社をはじめとする各報道機関と締結している「災害時における放送要請に 関する協定」に基づき、協力・連携体制を強化する。

災害発生時における広報活動の充実(政策企画部、危機管理室)

災害発生時において迅速・適切な広報活動を実施する。

【施策3】広域的な連携の強化

<アクション>

広域応援協定に基づく府県相互応援体制の強化(危機管理室)

近畿 2 府 7 県や全国知事会の広域応援協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、平時から府県間の連携を強化する。

緊急消防援助隊の受入体制の整備(危機管理室)

地震に伴う大規模火災における消防活動をより効果的に実施するため、「緊急消防援助隊」 の受入体制の整備を図る。

近畿府県及び国と連携した総合防災訓練の実施(危機管理室)

「近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、近畿圏の防災関係機関等と合同で防災訓練を実施する。

健康危機発生時における近畿府県地方衛生研究所の相互協力(健康福祉部)

大規模地震に伴う健康危機が発生した場合、必要に応じ、近畿府県の地方衛生研究所に協力を要請する。

水道事業者間の広域的な連携(水道部、健康福祉部)

「近畿2府5県の府県営及び大規模水道用水供給事業者の震災時等の相互応援に関する覚書」等に基づき、近隣府県、市町村及び関係団体との広域的な連携を図る。

下水道事業における広域的な連携(都市整備部)

「下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ」に基づき、国、近隣府県、政令市及び関係団体との広域的な連携を図る。

・近畿ブロック情報連絡訓練(毎年1回)

市町村消防の広域化の推進(危機管理室)

「大阪府消防広域化推進計画」を踏まえ、対象市町村の広域消防運営計画の策定を促進し、消防の広域化を図る。

【施策4】二次災害の防止

<アクション>

被災建築物応急危険度判定体制の整備(住宅まちづくり部)

市町村等と連携し、講習会を開催し、被災建築物応急危険度判定士の養成、登録を促進する。併せて、『判定コーディネーター』の登録を促進する。

被災宅地危険度判定体制の充実(住宅まちづくり部)

市町村等と連携し、講習会を開催し、被災宅地危険度判定士の養成・登録を促進する。

斜面判定制度の活用(都市整備部)

NPO 法人大阪府砂防ボランティア協会等と連携し、斜面判定士による土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。

・毎年4回程度研修会等を開催

施策の柱2 地震に強い都市基盤の整備

【施策5】公共土木施設の耐震化

<アクション>

大阪モノレールの耐震化(都市整備部)

乗客の安全確保及び広域緊急交通路である大阪中央環状線等の機能確保の観点から、軌道 桁の落橋防止対策や駅舎の免震工事などの耐震補強を実施する。

- ・支柱補強 799 箇所(平成19年度で完了)
- ·軌道桁落橋防止 463 箇所(平成 19 年度) 876 箇所(平成 23 年度・完了)
- ·駅舎免震工事 0駅(平成19年度) 16駅(平成23年度・完了)

鉄道駅舎の耐震化(都市整備部)

乗客の安全確保と人員輸送の拠点の確保を図るため、鉄道事業者が実施する駅舎の耐震補 強に対して、事業費の一部を助成する。

・鉄道駅舎の耐震補強 4駅(平成19年度) 22駅(平成22年度・現行補助制度終了) 大阪市西部地域及び泉州地域における堤防・水門の耐震化(都市整備部)

海抜ゼロメートル地帯のある大阪市西部地域(西大阪地域)及び泉州地域において、内陸 断層帯地震にも対応できるよう、堤防や水門等の耐震補強を実施する。

府営水道施設の耐震対策(水道部)

地震による断水・減水の影響を最小限にするため、府営水道施設の耐震性の向上に努める。 市町村水道施設の耐震対策(健康福祉部)

地震による断水・減水の影響を最小限にするため、耐震化計画の策定と耐震化に係る国庫 補助金の活用を進め、市町村水道施設の耐震化を促進する。

府営工業用水道施設の耐震対策(水道部)

地震による断水・減水の影響を最小限にするため、府営工業用水道施設の耐震性の向上に 努める。

流域下水道施設の耐震化(都市整備部)

流域下水道施設において流下機能、揚排水機能、沈殿処理機能、消毒処理機能を確保する ため、耐震化を推進する。

【施策6】緊急輸送機能の確保

<アクション>

広域安全ネットワークの整備(都市整備部)

広域緊急交通路の機能強化を図るため、橋梁の耐震補強を実施するとともに、他府県の 緊急交通路の整備との整合性を図った上で、府内の広域緊急交通路を補完する道路の整備 を推進する。併せて、国や高速道路会社が行う幹線道路整備への支援を行う。

・広域緊急交通路の橋梁の耐震化

重点 14 路線:168 橋(完了)

その他路線(45 路線): 28 橋(平成19年度) 140 橋(平成29年度)・残35 橋

・広域緊急交通路を補完する道路の整備

1 路線 7.3km(平成 19 年度) 15 路線 20.2km(平成 29 年度)・残 6 路線 15.1km 道路啓開体制の充実(都市整備部)

地震時初動マニュアルに基づき、関係機関と連携し道路啓開訓練を実施する。

・毎年1回道路啓開訓練を実施

交通管制施設の整備(警察本部)

地震発生時における交通の円滑化と、緊急輸送ルートの確保を図るため、交通管制施設の整備を図る。

- ・交通監視用テレビカメラ及び中央装置の整備
- ・交通情報盤の整備
- ・信号機電源付加装置の整備

耐震強化岸壁の整備(都市整備部)

緊急物資や救援等に当たる人員を輸送する拠点となる、港湾岸壁を地震発生後も直ちに利用できるよう、耐震強化岸壁として整備する(平成19年度整備済:5バース1,260m)。河川における水上輸送基地の整備(都市整備部)

緊急物資を輸送するため、行政施設や広域緊急交通路に近接した箇所に、水上輸送基地を整備する。

・水上輸送基地の整備 4箇所(平成19年度) 5箇所(平成23年度・完了)

【施策7】防災都市づくりの推進

<アクション>

防災都市づくり広域計画の策定(都市整備部)

地震による大火から人命の安全を確保するため、市街地の不燃化促進や延焼遮断帯の整備など、広域的な観点から都市における防災機能の強化を図るための指針を示す。

・計画の策定(平成20年度)

防火地域等の指定の促進(都市整備部)

都市の不燃化を促進するため、防火・準防火地域等を適切に指定するよう、市町村に対して働きかけを行う。

都市防災総合推進事業の促進(都市整備部)

都市の防災構造化や住民の防災に対する意識向上を図るために市町村が実施する事業に対し、技術的支援や情報提供を行い、事業を促進する。

密集市街地の整備促進(住宅まちづくり部)

「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」の整備を促進するため、住宅市街地総合整備事業(密集市街地整備型)、土地区画整理事業、市街地再開発事業などの事業を重点的・重層的に実施するとともに、都市計画法や建築基準法、融資制度等の活用による規制誘導、市町村や都市再生機構等との連携強化や民間活力の活用に努める。

インナーエリアの再生(住宅まちづくり部)

都市基盤施設が未整備で災害に対して脆弱な密集市街地が広がるインナーエリアを再生するため、特に大火となる可能性の高い区域をアクションエリア (7 市 11 地区 935ha)とし、密集市街地の整備を一層推進するとともに、未整備の都市計画道路と沿道市街地を一体的に整備し、避難路・延焼遮断帯を形成する防災環境軸を整備する。

・不燃領域率(区域内平均) 30.8%(平成 18 年度) 40%以上(平成 24 年度) 電線共同溝の整備(都市整備部)

無電柱化促進計画に基づき、電線共同溝の整備による電線類の地中化を図り、地震時の電柱破損による道路閉塞を防止するとともに、安定した電力供給網の構築に備える。

・電線共同溝の整備 52.5km (平成 19 年度) **80**km (平成 29 年度・完了)

急傾斜地崩壊防止施設の整備(都市整備部)

地震によるがけ崩れの発生を防止するため、重点整備箇所(避難所・要援護者施設付近等) における急傾斜地崩壊防止施設の整備を推進する。

・整備箇所数 158 箇所(平成 19 年度) 182 箇所(平成 29 年度)・残 25 箇所ため池等土地改良施設の耐震化(環境農林水産部)

ため池等土地改良施設の被災による周辺地域への被害を防止するため、「土地改良施設耐震対策計画(案)」に基づき、耐震性を検討するとともに必要な耐震改修を実施する。

・ため池の耐震改修 0 箇所(平成 19 年度) 94 箇所(平成 29 年度)・残 142 箇所 山地災害防止施設の整備(環境農林水産部)

山地災害危険地区において、地震発生時の山腹崩壊の防止を目的とした治山施設を整備する。

【施策8】避難地・避難路の確保

<アクション>

広域避難地等となる府営公園の整備(都市整備部)

広域避難地等となる府営公園の整備を推進し、避難エリアを拡大するとともに、既に供用 している区域においても、出入口の改修、非常用照明灯、非常用トイレ等の施設の充実を図 る。

・広域避難地となる防災公園の供用面積

613.6ha (平成 19 年度) 634.6ha (平成 29 年度)・残 188.3ha

避難路となる街路の整備(都市整備部)

避難路となる街路の整備を行う。

・避難路として位置づけた新たな街路の整備

1 箇所 0.07km (平成 19 年度) 5 箇所 1.9km (平成 29 年度・完了)

漁村地域における一次避難地の整備(環境農林水産部)

漁村地域の住民が広域避難を行うため、一時的に集合する場所として広場等を整備する。

・一次避難地の整備0箇所(平成19年度) 2箇所(平成29年度・完了)

防災農地の登録促進(環境農林水産部)

市町村と連携し、避難地等の防災上の役割が期待できる農地について、「防災農地」としての登録を促進するとともに、防災機能を発揮させるための整備を進める。

避難路として活用できる農道の整備(環境農林水産部)

農業集落から一次避難地、広域避難地へのアクセスとして幹線的農道整備を行う。

・農道の整備 8路線35.3km(平成19年度)

13 路線 46.4km (平成 29 年度・現計画完了)

施策の柱 3 住宅・建築物の耐震化

【施策9】住宅・建築物の耐震化の促進

<アクション>

民間住宅の耐震化の促進(住宅まちづくり部)

「大阪府住宅・建築物耐震 10 ヵ年戦略プラン」に基づく様々な施策を総合的に展開し、 民間住宅の耐震化を促進する。

- ▶ 木造住宅を対象に、市町村と連携した耐震補助を実施 (所有者負担を5千円程度に軽減する診断補助、工事費の一部を助成する改修補助)
- ▶ 耐震 " 草の根 " PR事業により、幅広く・きめ細かな普及啓発活動を実施、建築士等の 専門家をアドバイザーとして派遣
- ▶ 信頼性の高い事業者を登録・紹介する「住宅リフォームマイスター制度」による、安心できる仕組みづくり
 - ・民間住宅の耐震化率 74% (平成 18 年度) 90% (平成 27 年度)
- 市町村に対する耐震改修促進計画の策定支援(住宅まちづくり部)
- 「大阪府住宅・建築物耐震 10 ヵ年戦略プラン」に基づき、市町村の耐震改修促進計画の 策定を促進する。
 - ・全市町村において耐震改修促進計画を策定(平成21年度)
- 家具等の転倒防止対策の促進(危機管理室、住宅まちづくり部)

住宅の耐震化促進とあわせて、家具等の転倒防止対策に関する啓発活動を展開する。

- ・民間住宅等における家具の固定化率 27% (平成 18 年度) 50% (平成 29 年度)
- 小・中学校等の耐震化の促進(教育委員会、生活文化部)

小・中学校等の耐震化の促進に努める。

社会福祉施設等の耐震化の促進(健康福祉部)

社会福祉施設等の耐震化を促進に努める。

【施策10】府有建築物の耐震化の推進

<アクション>

府有建築物の耐震化(各部局)

「府有建築物耐震化実施方針」に基づき、計画的かつ効率的に府有建築物の耐震化に取組 む。

(耐震化の目標)

耐震化率:府有建築物全体 90%以上(平成20年8月時点の耐震化率:61%)

ただし、下記建築物は100%

- ・災害時に重要な役割を果たす建築物
- ・府立学校
- ・避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する建築物
- ・不特定多数の者が利用する建築物

目標年次:平成27年度

(建築物用途別の耐震化の目標)

建築物の耐震性能(構造耐震指標 Is 値(注))等を踏まえ、計画的に耐震化に取り組む。

- ▶ 災害時に重要な機能を果たす建築物(平成20年8月時点の耐震化率:65%)
 - ・災害対策の指揮命令等の中枢機能施設(庁舎、警察)
 - ・人命救助の主要な拠点施設(病院、保健所)
 - ・市町村指定の避難所(府立学校等)
 - ・その他 (土木施設、水道施設)

特に、Is 値が 0.3 未満の建築物 については、平成21年度まで に耐震化事業に着手

▶ 府立学校(上記の避難所指定されているものを除く)

(平成 20 年 8 月時点の耐震化率 45%)

- ・高等学校
- ・支援学校
- ・工業高等専門学校

特に、Is値が0.3未満の建築物については、

平成 23 年度までに耐震化事業に着手

▶ 府営住宅(平成20年8月時点の耐震化率:約66%(棟数換算))

府営住宅ストック総合活用計画に基づき、中層住宅は建替事業により、高層住宅は耐 震改修事業により、耐震化を推進する。

特に、Is 値が 0.3 未満の高層住宅については、平成 22 年度までに耐震化事業に着手。

- ▶ その他の一般建築物(平成20年8月時点の耐震化率:56%(未診断も含む))
 - · 府税事務所
 - ・福祉・青少年施設

特に、Is 値が 0.3 未満の建築物については、

平成 23 年度までに耐震化事業に着手 ・公園施設

・警察待機宿舎 など

(注)構造耐震指標 Is 値:建築物の構造体の耐震性能を表す指標で、Is 値が 0.6 未満の場合、地震及び 衝撃に対して被害を受ける可能性が高い。

施策の柱4 災害時医療体制の充実

【施策11】救出救助及び現地医療活動体制の整備

<アクション>

救出救助活動の充実強化(警察本部)

地震災害発生時に効果的な救出救助活動を行うため、迅速に初動体制を確立し、被災者の救出救助活動にあたる。

- ・ヘリコプター等の運用による被災状況の迅速・的確な把握
- ・早期の緊急交通路の確保
- ・反復継続した訓練の実施による救出救助部隊の練度向上
- ・災害用装備資器材の点検・整備と使用方法の習熟

災害派遣医療チーム (DMAT; Disaster Medical Assistance Team)の養成 (健康福祉部) 災害発生後の緊急事態に活動するための専門的な訓練を受けた機動性を有する災害派遣 医療チーム (DMAT)を養成し、24 時間対応が可能な体制を整備する。

・災害拠点病院(18病院)に3チームを養成(平成24年度)

【施策12】負傷者の搬送体制の整備

<アクション>

患者搬送体制の確立(健康福祉部)

災害時に特定の医療機関に患者が集中しないよう、24 時間運営を行っている府広域災害・救急医療情報システムによる受入可能病床情報等に基づく、適切な搬送体制を確立する。

・広域災害・救急医療情報システムの災害モード切替え訓練 毎年 5 回実施

ドクターヘリの運営(健康福祉部)

地震災害発生時に、救急医療機器を装備した救急医療専用へリコプターに医師・看護師が搭乗し、救命医療を行いながら、三次救急医療機関に患者を搬送することにより、災害時における救命率の向上を図る。

【施策13】後方医療体制の整備

<アクション>

災害拠点病院における災害医療機器の整備(健康福祉部)

災害拠点病院において地震発生時に迅速に対応できるよう、人工呼吸器等の災害医療機器 を整備する。

・毎年3箇所程度で更新

災害拠点病院支援施設の運営(健康福祉部)

災害に備え、府立急性期・総合医療センターに 400 床の簡易ベッド、医療ガス配管、500 トン受水槽等を備えた災害拠点病院支援施設を運営する。

災害時医療体制の確立 (健康福祉部)

地震災害発生時に、災害医療機関及び関係機関の協力のもと医療救護活動を迅速・適切に 行うため、災害時医療救護活動マニュアルに基づき、府、市町村、災害拠点病院、医師会に よる災害時医療体制を確立する。

【施策14】災害時医療を支える人材の育成、医療品等の確保

<アクション>

DMAT による救命救助訓練の推進(健康福祉部)

救命救助活動をより迅速かつ効果的に実施するため、DMAT によるトリアージ等の訓練を実施するとともに、消防・警察機関等との連携のもと各種災害対策訓練に参加する。

救急救命士の養成(危機管理室)

府立消防学校において救急救命士を養成する。

・毎年30人程度の救急救命士を養成

災害医療訓練等の実施(健康福祉部)

府立急性期・総合医療センターと共同で災害医療従事者研修会や災害医療訓練を実施することにより、災害医療人材を育成する。

・研修会と訓練を毎年1回実施

医薬品及び医療用資器材の確保体制の整備(健康福祉部)

備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定めるとともに、医療関係機関等と協力し、医薬品 及び医療用資器材を確保する体制を整備する。

- ・災害拠点病院に3日分の医薬品を備蓄
- ・府薬剤師会及び府医薬品卸協同組合に7日分の医薬品を流通備蓄

施策の柱5 地域防災力の向上

【施策15】自助・共助意識の高揚

<アクション>

市町村や防災関係機関等と協働した防災イベント等の開催(危機管理室、都市整備部)

府民の防災に関する自助・共助意識の向上のため、市町村や防災関係機関等と協力して各種の防災イベントを実施するとともに、府民参加の防災訓練を実施する。

ホームページ・地震ハザードマップ等を活用した防災意識の啓発(危機管理室)

講習会や府のホームページ等による広報、市町村が作成する地震ハザードマップの配布等により、啓発活動を推進する。

学校における防災教育の推進(教育委員会)

教職員対象の研修会を開催するとともに、「学校における防災教育の手引き(改訂版)追加資料」を活用した防災教育の充実を図る。

・平成 29 年度までに延べ 3,000 人の教職員への研修を実施

府営公園における防災フィールドワーク・キャラバンの開催(都市整備部)

災害時に広域避難地や後方支援活動拠点となる府営公園において、防災関連施設の見学やパネル展示などのイベントを行い、地域の人々に防災公園に対する理解を深めてもらう。

・4 公園で実施(平成19年度) 全防災公園で実施(平成29年度)

文化財所有者・管理者への防災意識の啓発(教育委員会)

文化財建造物の所有者と管理者に、文化庁が奨励している「文化財耐震診断」の実施を促すとともに、災害に備えた日常的な維持管理を含む「文化財管理活用計画」の策定を要請する。また、自動火災報知機や消火栓設備の設置を促進するとともに、日常的にソフト面の対応(避難方法等)を心掛けるよう、防災意識の啓発を行う。

家庭・事業所備蓄の促進(危機管理室)

家庭・事業所備蓄を促進するための府民啓発を実施する。

【施策16】消防団の活性化

<アクション>

消防団の充実・強化(危機管理室)

消防団の活性化のため、市町村とともに訓練や各種消防行事を実施する。

消防学校における消防団員等の教育訓練の充実(危機管理室)

府立消防学校における消防団員等に対する教育訓練を充実する。

【施策17】自主防災組織の充実

<アクション>

自主防災組織の組織化・活性化の推進(危機管理室)

自主防災活動への地域住民のさらなる参加促進のため、市町村と協力して周知・啓発活動 を行う。

·自主防災組織の組織率 71.8% (平成 19 年度) 100% (平成 29 年度)

<u> 自主防災組織の防災リーダーの育成とネットワーク化(危機管理室)</u>

自主防災組織の防災リーダーの育成とレベルアップのため、研修会を開催するとともに、 ネットワーク化を図る。

【施策18】消火施設の確保

<アクション>

防火水槽の耐震化(危機管理室)

地震災害に備え、市町村が実施する耐震性貯水槽の整備を促進する。

応急給水体制の確立(水道部、健康福祉部)

地震災害発生時に迅速な応急給水対応がとれるよう、整備済みの「あんしん給水栓」等を 利用した訓練を、府と市町村が連携して実施する。

あんしん給水栓

府営水道の送水管からの給水車に水を入れることができる設備など、非常用の給水拠点として整備 した設備

ため池等の消火用水等への活用(環境農林水産部)

ため池や水路の貯水を消火用水や生活用水に活用するための施設整備を行う。

漁村地域における消防水利の確保 (環境農林水産部)

漁村地域における一次避難地の整備とあわせ、防火水槽を整備する。

・防火水槽の整備 0箇所(平成19年度) 2箇所(平成29年度・完了)

施策の柱6 津波対策の推進 ~津波の死者「ゼロ」を目指して~

【施策19】津波防御施設の整備

<アクション>

東南海・南海地震に備えた防潮堤・水門等の耐震化(都市整備部、環境農林水産部)

東南海・南海地震による津波の浸水を防ぐため、防潮堤・水門等の耐震補強を実施する。

・河川防潮堤の耐震補強 9.9km (平成 19 年度) 23.1km (平成 29 年度・完了)

[大阪市内河川 8.7km (平成 19 年度) 16.3km (平成 29 年度·完了)]

〔泉州諸河川 1.2km (平成 19 年度) 6.8km (平成 29 年度・完了)〕

・河川水門の耐震補強 2基(平成19年度) 4基(平成24年度・完了)

・港湾水門の耐震補強 2基(平成18年度完了)

・想定津波高不足の海岸防潮堤の嵩上げ

1.9km (平成 19 年度) 2.8km (平成 23 年度・完了)

・漁港区域の陸閘の耐震補強 0箇所(平成19年度) 7箇所(平成25年度・完了)

・河川排水機場建屋補強 0棟(平成19年度) 2棟(平成29年度・完了)

・港湾排水機場建屋補強 2 棟(平成 19 年度) 4 棟(平成 20 年度・完了)

【施策20】水門・鉄扉(陸閘)等の迅速な閉鎖

<アクション>

水門・鉄扉(陸閘)等の機能の高度化(都市整備部・環境農林水産部)

水門等の遠隔監視・操作化及び鉄扉の遠隔監視化等の機能の高度化を図る。

·水門の遠隔監視・操作化 7基(平成19年度) 9基(平成24年度・完了)

[河川施設 2基(平成19年度) 4基(平成24年度・完了)]

〔港湾施設 5基(平成19年度・完了)〕

·鉄扉等の遠隔監視化 41 箇所(平成 19 年度) 109 箇所(平成 22 年度・完了)

[河川施設 2 箇所 (平成 19 年度) 9 箇所 (平成 20 年度・完了)]

〔港湾・漁港施設 39 箇所(平成 19 年度) 100 箇所(平成 22 年度・完了〕

・鉄扉の電動化(河川施設) 27 箇所(平成 19 年度完了)

東南海・南海地震を想定した防災訓練の実施(危機管理室、都市整備部、環境農林水産部) 東南海・南海地震による津波を想定し、津波警報等の情報伝達、参集、水門・鉄扉等の操 作の訓練を、関係機関と連携して毎年実施する。

【施策21】津波防災意識の啓発

<アクション>

津波・高潮ステーション(仮称)の整備(都市整備部)

大阪市西部地域の防災拠点及び津波・高潮災害に関する普及啓発拠点として、展示物や映像を利用した啓発を行う津波・高潮ステーション(仮称)を整備する(平成21年度完成)。 堤外地の事業所における津波避難対策の促進(危機管理室、都市整備部)

東南海・南海地震の津波により浸水が予想される堤外地の事業所に対し、津波避難計画の 作成や避難訓練の実施を働きかけるとともに、必要な支援を行う。

【施策22】津波からの避難対策の推進

<アクション>

津波防災情報システムの整備(都市整備部、環境農林水産部)

港湾、漁港、河川の親水緑地など、不特定多数が利用するエリアを対象に、津波情報を確 実・迅速に伝達するため、津波情報伝達施設(スピーカー)を整備する。

・港湾・河川での設置 38箇所(平成19年度)

59 箇所(平成 20 年度・完了)

・漁港での設置

1 箇所(平成 19 年度)

8 箇所(平成 29 年度・完了)

___ハザードマップ等を利用した避難訓練の実施(危機管理室、都市整備部)_

津波警報が発令された場合を想定し、大阪湾岸の市町と協力し、津波八ザードマップ等を 利用した住民参加の津波避難訓練を実施する。

船舶の津波対策の促進(危機管理室、都市整備部)

停泊中の船舶等の津波による被害軽減を図るため、津波の船舶や係留施設への影響を検証 し、船舶を港外避難させるための方法・順序や係留強化の手法などをまとめた対応マニュア ルを、関係機関とともに策定する。

施策の柱7 食糧・物資等の確保・供給

【施策23】食糧・物資等の確保

<アクション>

応急物資の供給等に関する協定の締結(危機管理室、生活文化部、健康福祉部、商工労働部、 環境農林水産部)

災害時における物資の調達・安定供給等に係る民間事業者等との協定に基づき、発災時における応急生活物資の供給を円滑に行う。

災害時における物資提供等に関する主な協定等

- 「災害時における飲料の提供協力に関する協定」
- 「災害時における応急物資供給等に関する協定」
- 「非常災害乳幼児救護用調製粉乳の一定量確保委託」
- 「災害救助用精米の保管及び供給等の協力に関する協定」 など

災害用備蓄物資等の確保(危機管理室)

食糧、毛布、トイレ等の重要物資について、引き続き、想定される被災者数に対応した備蓄量を確保するとともに、賞味期限等のあるものは定期的な更新を行う。また、市町村に対して備蓄の確保を働きかける。

災害用備蓄水の製作及び配備(水道部)

発災後の断水時における飲料水を確保するため、災害用備蓄水を製作、市町村をはじめ関係各所に配備しており、毎年一定量の更新を行う。

応急給水体制の確立(水道部、健康福祉部)[再掲]

(施策の柱5 【施策18】『消火施設の確保』に掲載)

井戸水等による生活用水の確保(健康福祉部)

家庭用井戸や企業の自家用水道などを災害時協力井戸として登録し、地震災害発生時における生活用水の確保を図る。

·災害協力井戸登録数 1,310 件(平成 19 年度) 1,500 件(平成 20 年度)

【施策24】食糧・物資等の輸送体制の確立

<アクション>

- 広域安全ネットワークの整備(都市整備部)[再掲]
- 道路啓開体制の充実(都市整備部)[再掲]
- 交通管制施設の整備(警察本部)[再掲]
- 耐震強化岸壁の整備 (都市整備部) 〔 再掲 〕
- 河川における水上輸送基地の整備(都市整備部)[再掲]
- (上記のアクションは、 施策の柱2 【施策6】『緊急輸送機能の確保』に掲載)

施策の柱8 避難生活者に対する支援

【施策25】避難生活の安全確保と健康管理

<アクション>

避難所運営体制の確立・支援(危機管理室)

被災者に安全で安心な生活の場を提供するため、すべての市町村で「避難所運営マニュアル」が策定され、避難所の円滑な開設と適切な運営がなされるよう、市町村に働きかける。

・全市町村で「避難所運営マニュアル」を策定

巡回健康相談等の実施(健康福祉部)

被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設、応急仮設住宅などにおいて、医師、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。

こころの健康相談等の実施(健康福祉部)

災害発生時の恐怖や避難所での厳しい生活等による強度の不安、抑うつ、イライラ等のストレスや心的外傷後ストレス障害(PTSD)に対応するため、こころの健康に関する相談を実施する。

【施策26】災害時要援護者に対する支援

<アクション>

高齢者や障がい者等に対する避難支援の充実(危機管理室、健康福祉部)

高齢者や障がい者等の災害時要援護者の安全で確実な避難と、要援護者の特性に応じた避難生活での配慮を行うため、市町村において「災害時要援護者支援プラン」が策定され、安 否確認や避難支援の体制が確立されるよう、市町村に働きかける。

福祉避難所としての社会福祉施設の活用促進(健康福祉部)

市町村において、災害時要援護者に配慮された福祉避難所の指定が促進されるよう、市町村と連携して条件整備に努めるとともに、手話通訳やガイドヘルパーなどの確保等が図られるよう市町村に働きかける。

社会福祉施設における緊急一時的な受け入れの促進(健康福祉部)

居宅、避難所等で生活できない高齢者・障がい者等について、本人の意思を尊重した上で、 福祉避難所への避難又は関係団体の協力を得て、介護保険施設や障がい者施設等への緊急一 時入所等を迅速かつ円滑にできるよう市町村に対し支援を行う。

【施策27】防災ボランティアとの連携

<アクション>

ボランティア登録制度の運営(危機管理室)

災害時における各種ボランティアの登録制度を推進する。

災害ボランティア・コーディネーターの養成(危機管理室)

府に登録しているボランティア団体のリーダー及びコーディネーターを対象に、災害時や 平時の活動や心得、活動実例の紹介、府の施策に関する講演等を実施する。

防災ボランティア団体・NPO との連携(危機管理室)

府が主催する防災訓練や防災啓発活動を通じて、防災ボランティア団体・NPO との連携を強化する。

防災ボランティアの受入れに係る実践的な訓練の実施(危機管理室)

避難所の開設運営とボランティアセンターの開設運営を連携させた実践的な訓練を、市町 村及び社会福祉協議会と共同で実施する。

「災害ボランティア受入マニュアル」の活用(危機管理室)

府社会福祉協議会とともに作成した「災害ボランティア受入マニュアル」の普及を促進し、 訓練等で検証する。

在住外国人支援体制の確保(にぎわい創造部)

避難誘導時や避難所等において、日本語や生活習慣に不慣れな在住外国人を支援するため、ボランティアを擁する団体等との連携を強化し、支援体制の確保に努める。

防災ボランティア関連の情報提供(危機管理室)

地震災害発生後、府ホームページ内に防災ボランティア情報に関するページを開設し、情報を確実に提供する。

【施策28】被災地域の生活環境の維持

<アクション>

防疫活動の実施(健康福祉部)

大規模地震発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向調査を行い、必要と認めたときは 健康診断の勧告等を行う。

食品衛生監視活動の実施(健康福祉部)

被災地域における食品衛生の確保を図るため、食品衛生監視活動を実施するとともに、関係機関と密接な連携を取りながら食品や飲料水の衛生指導を実施する。

<u>し尿及び浄化槽汚泥の適正処理(健康福祉部)</u>

地震災害時におけるし尿等の適正処理を行うため、市町村等に対して広域的な支援の要請・調整を行うとともに、大阪府衛生管理協同組合との救援協定に基づき支援協力を要請する。

広域火葬計画の策定(健康福祉部)

被災市町村の広域火葬の円滑な実施と遺体の適正な取扱いを確保するため、府と市町村、 火葬場設置者が行うべき基本的事項を定めた広域火葬計画を策定する。

棺及び葬祭用品の適正供給(健康福祉部)

大規模地震発生時に、棺及び葬祭用品を適正に供給するため、社団法人全日本冠婚葬祭互助協会、全日本葬祭業協同組合連合会、社団法人全国霊柩自動車協会との協定に基づき、その確保を図る。

愛護動物の救護 (環境農林水産部)

地震災害発生後に、市町村や府獣医師会等関係団体等と協力し、飼い主がわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護・収容を行う。

廃棄物処理関係団体との連携(環境農林水産部)

災害廃棄物等の運搬、処理に係る関係団体との協力体制を維持・継続する。

有害物質(石綿、PCB等)の対策(環境農林水産部)

地震災害時に発生する有害物質(石綿、PCB等)について、環境への拡散・漏洩を防止し、適正な処理が行われるよう、解体処理業者等に周知・啓発する。

生活ごみの適正処理(環境農林水産部)

地震災害時における生活ごみの処理について、広域的な応援要請や応援活動の調整を行う。

応急仮設住宅の建設体制の整備(住宅まちづくり部)

応急仮設住宅の建設は、一時に大量の資材等が必要となるため、平時より関連する民間団体との連携強化を図り、円滑な建設体制を整備する。

【施策29】社会秩序の維持

<アクション>

地域安全活動の推進(警察本部)

大規模地震発生時に懸念される、混乱等に乗じた各種犯罪の予防・検挙に努める。

- ・パトカー等の効果的な運用、集団警ら等による警戒活動
- ・ヘリコプター、パトカー等による被災状況及び二次災害発生状況等の広報

施策の柱9 企業防災の支援と帰宅困難者対策

【施策30】企業における防災活動への支援

<アクション>

中小企業に対する事業継続計画(BCP)の普及啓発(商工労働部)

地域経済団体等と連携し、セミナー等を開催することにより、中小企業の防災意識の向上を図るとともに、BCPの策定を支援する。

企業の地域防災活動への参画の仕組みづくり(危機管理室)

企業による従業員の一時収容体制等の整備方策と、地域の災害応急活動への参画の仕組みづくりを検討する。

企業等における緊急地震速報の活用(危機管理室)

気象庁が運用している緊急地震速報の有効活用について、関係機関と連携し、企業や大規模集客施設等に働きかけていく。

【施策31】帰宅困難者対策の推進

<アクション>

徒歩帰宅者への支援(危機管理室)

地震による交通機関途絶時に徒歩で帰宅する人に対し、協定を締結したコンビニエンス ストア事業者や大阪府石油商業組合等の協力を得て、水道水やトイレ、道路情報の提供等 の支援を行う。

徒歩帰宅者支援のためのみちづくり(都市整備部)

徒歩帰宅者を支援するため、交差点スペースを有効利用した休憩場所や LED 照明灯等の整備により、安全・円滑に歩行、誘導できるみちづくり(防災セーフティロード)を行う。帰宅断念者への支援(危機管理室)

交通機関の途絶により帰宅できない人等が多数集中することが想定されるターミナル駅 周辺の混乱防止のための方策について、大阪市、鉄道事業者等の関係機関とともに検討する。

【施策32】危険物貯蔵施設等の防災対策の促進

<アクション>

毒劇物製造施設における防災体制の指導(健康福祉部)

毒物劇物営業者の事業所に対し、定期的な立入検査を実施し、毒物劇物の適正な使用・保管管理(危害防止指導を含む)並びに法令遵守を徹底する。

火薬類・高圧ガス製造事業所の保安対策の促進(危機管理室)

事業所への立入検査や保安検査等により、可燃性ガス貯槽や防消火設備等について、適正 管理並びに法令遵守を徹底する。

- ・LP ガス、アンモニア等の可燃性ガス・毒性ガス貯槽等の基礎や支柱等について、腐食 や損傷等の異常について検査し、耐震性の確保を図る。
- ・散水施設や消火設備等の防消火設備について、適正管理や法令遵守の徹底を図る。
- ・火薬庫等について、法に定める技術上の基準に従い適正管理されているか検査し、保安 の確保を図る。

石油コンビナートの防災対策の促進(危機管理室)

石油コンビナート地域の事業所に対し、施設・設備の安全確保を指導するとともに、防災 資機材の充実や防災関係機関と連携した総合防災訓練の実施等、防災対策の強化を働きかけ る。

- ・大容量泡放射システムの配備(平成21年度)
- ・危険物タンクの耐震改修(平成27年度迄)
- ・津波避難計画の自主作成(平成29年度迄)
- ・津波による設備・機器の浸水対策及び資機材の浮遊・拡散対策、海上流出油対策等を盛 り込んだ総合防災訓練を関係機関と連携して実施(毎年度実施)

施策の柱10 生活再建の支援と早期の復旧・復興

【施策33】被災者の生活再建

<アクション>

被災者生活再建支援金の支給(危機管理室)

生活基盤に著しい被害を受けた被災者に対して、被災者生活再建支援制度に基づく支援金を支給し、自立した生活の開始を支援する。

雇用機会の確保(商工労働部)

国の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、避難 住民等に対する被災地域等の実情に応じた雇用確保に努める。

中小企業に対する金融支援措置(商工労働部)

大規模地震災害等に起因する急激な経済変動に伴う中小企業の資金需要に対し、適切な措置を講じる。

被災農林漁業者の経営支援 (環境農林水産部)

地震災害で経営が悪化した農林漁業者を支援するため、資金融資を行う金融機関に対し、 利子補給を行う。

住宅関連情報の提供(住宅まちづくり部)

地震災害発生後速やかに、以下の住宅関連情報を府民に提供する。

- ・公共の応急住宅等の入居 ・民間賃貸住宅の状況
- ・住宅補修 ・住宅関連融資 ・住宅に関しての相談

【施策34】まちの復旧・復興

<アクション>

公共土木施設等の速やかな復旧(都市整備部、住宅まちづくり部、水道部)

被災した道路、堤防、上下水道等の公共土木施設を速やかに復旧する。

復旧資機材の調達(商工労働部、環境農林水産部、住宅まちづくり部)

関係団体と応援協定を締結するなどにより、復旧資機材(建設資材、木材、機械)の調達・ あっ旋を行う。

「大阪府震災復興都市づくりガイドライン」の周知(都市整備部)

震災復興都市づくりに携わる都市計画実務担当者の指針として策定した、『大阪府震災復興都市づくりガイドライン』の周知を図る。

被災農地等の早期復旧支援(環境農林水産部)

被災した農地、農業用施設の復旧事業を促進する。